議発第1号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月22日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 奥 澤 和 行

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例(平成17年豊川市条例第19号)の一部を次のよう に改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員の定数及びその	(常任委員会の名称、委員の定数及びその
所管並びに議会運営委員会の委員の定数)	所管並びに議会運営委員会の委員の定数)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び
その所管並びに議会運営委員会の委員の定	その所管並びに議会運営委員会の委員の定
数は、次のとおりとする。	数は、次のとおりとする。
(1) 総務委員会 8人	(1) 総務委員会 8人
ア〜ウ (略)	
<u>エ</u> 財務部の所管に関する事項	ア〜ウ (略)
<u>才</u> ~ <u>力</u> (略)	<u>エ</u> ~ <u>オ</u> (略)
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理由

この案を提出するのは、市の組織機構改革に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。